

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治税務局企画課総務室他 5 課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 7
施策の概要	<p>平成 20 年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。</p> <p>また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。</p> <p>この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。</p> <p>しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組を一層強化する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子・高齢化の急速な進展に伴い、地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれていることから、地域福祉の充実に要する財源を安定的に確保するために、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正については、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。</p> <p>(効率性)</p> <p>政策評価と非課税等特別措置の連携強化による各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化、政府広報の活用等、関係省庁との連携による税務広報の効率化が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保するため、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。</p>	

	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、 ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 <p>等を目指す。</p>		
<p>関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 169 国会における 福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>（国民の信頼を取り戻す行財政改革） 地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。 （給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築） 消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。 （活力ある地方の創出） 法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思っております。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～</p>	<p>平成19年6月19日 （閣議決定）</p>	<p>2. 税制改革の基本哲学 （実現すべき6つの柱） （5）真の地方分権の確立 ・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 ・ 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</p>	

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

基本目標

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

具体的には、

- ・当国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること
- ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること

分権型社会を担う地方税制度の構築

地域福祉の充実等に要する財源の安定的確保

地方税の充実

参考指標：国・地方の財源配分、国民負担率の内訳の国際比較

地方間の税収格差の縮小

参考指標：地方税収の人口一人当たり税収額指数

地方税の税収の安定性の確保

参考指標：地方税収の推移、歳入総額に占める地方税の割合の推移、都道府県税及び市町村税の税収構成比

納税環境の整備、徴収体制の強化

参考指標：地方税の滞納額(累計)の推移

地方税法等改正

参考指標：地方税制改正の概要

税制調査会等における「あるべき税制」の実現に向けた議論

税制改正要望ヒアリングの実施(地方自治体からの要望を含む)

経済社会の構造変化に対応した税制の検討

海外の地方税等調査の実施

税務広報の実施、税務統計の実施

下位レベルの施策

毎年度の地方税制度の見直し

(企画課) (総務室) (都道府県税課) (市町村税課) (固定資産税課) (資産評価室)